

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成29年3月22日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名  
イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン佐沼  
登米市南方町新島前27 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 4 変更しようとする事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前6時から午後10時まで  
（変更後）24時間
- 5 変更の年月日  
平成29年3月2日
- 6 届出年月日  
平成29年3月1日
- 7 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，登米地方県政情報コーナー及び登米市役所
- 8 縦覧期間  
平成29年3月22日から平成29年7月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 10 意見書提出に関する注意事項  
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。